

韓国における高齢者の所得保障

株 本 千 鶴

概 要

本稿は韓国における現在の高齢者およびベビーブーム世代の所得の実態と、高齢者を対象とした公的所得保障と私的所得保障の実態・動向・課題を考察することを目的とする。

現在の高齢者の所得や資産においては低所得や無資産の者が多く、女性や高齢層、低学歴層、ひとり世帯などが経済的弱者として存在する。また、老後所得源としていまだに私的移転所得への依存度が高いのも特徴的である。ベビーブーム世代では老後所得を準備する割合は増えているが、資産や年金の準備状況には属性によって格差がある。これらの人びとに対する公的所得保障、私的所得保障ともに成熟段階にいたっておらず、政府は社会保障と民間年金市場を活用した多層的老後所得保障体系の構築を対策の要として打ち出している。この対策は構想としては妥当であるが、適用対象と給付水準が適切になるように、社会保障と市場での保障とのバランスが十分に検討される必要があるだろう。

キーワード

韓国、多層的老後所得保障体系、ベビーブーム世代、退職年金、個人年金

I. はじめに

2010年7月1日現在の韓国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口比率）は11.0%で、2018年には14%を超え、韓国社会は高齢社会に突入する。そしてそのごも高齢化の勢いは止まらず、高齢化率は2026年には20.8%、2050年には38.2%になると見積もられ、先進国の中でも際立って高い高齢化率に到達すると予測されている（統計庁2010a）。いっぽう、合計特殊出生率は2010年で1.23人と世界的にも低く、深刻な少子高齢化の到来が確実になろうとしている（統計庁2011）。

また、高齢化の新たな特徴として、朝鮮戦争後に生まれたベビーブーム世代（1955～1963年生まれ、712万人、人口の14.6%）が定年を迎え、年金を受給する時期に入ろうとして

いることがあげられる¹⁾。そして、これら世代が2020年から65歳以上の高齢者世代になることから、新世代の高齢者の特性に適合した対策の必要性が高まってきている。

本稿ではこのような高齢化社会に生きる韓国の高齢者の生活を構成する要素の中でもっとも重要な位置を占める所得に焦点をあて、まず政府による対策の特徴を確認し(Ⅱ)、対策の根拠となる実状を実態調査の結果を用いて把握する(Ⅲ)。つぎに高齢者予備軍であるベビーブーム世代の実態とそれを勘案した対策案を考察する(Ⅳ)。そして最後に、高齢者の所得保障を目的とした公的所得保障と私的所得保障の内実と課題を検討したい(Ⅴ)。

Ⅱ. 総合的な政策策定：第2次低出産・高齢社会基本計画

2005年4月に制定された「低出産・高齢社会基本法」の規定により、低出産・高齢社会対策を目的とした5ヶ年計画の基本計画と1年ごとの施行計画が策定されることになった(株本2005:234)。その最初の5ヶ年計画である「第1次低出産・高齢社会基本計画(2006～2010)」が策定されたのにひきつづき、2010年10月に「第2次低出産・高齢社会基本計画(2011～2015)」が発表された。

本計画では、第1次計画の反省点が3つに整理されている(大韓民国政府2010:36)。

それらは、①共稼ぎ世帯やベビーブーム世代など、政策的ニーズの高い集団に対する政策的考慮が不足していたため、政策にたいする全般的な国民の体感度が未だ低い、②低出産・高齢化が社会全般に影響を及ぼす点を考慮し、多方面にわたる総合的対応が必要であるにもかかわらず特定領域への偏重がみられた、③低出産・高齢化に適切に対応するには国民すべての参加が要求されるが、政府の役割強化のいっぽうで民間部門の参加が不足しており効果にも限界が認められる、というものである。

高齢化対策に限定してその反省内容のみをみると、①ベビーブーム世代の引退への対応や、これら世代の特性にみあう適切な政策方案の準備が遅れている、②対策が基礎老齢年金制度に偏重している。人口減少・高齢化は教育・住宅など各部門に相当な波及効果を招来すると予想されるのにこれらに対する制度改善努力が不足している、③高齢者雇用の活性化が重要であるが早期退職慣行が続いている(300人以上大企業の平均定年は2008年で

1) 韓国労働パネルを用いて引退と年金制度との関連を分析した研究では、定年退職年齢の平均は54歳、その後ほかの仕事に就き最終的に退職する年齢は68歳と推定されている(パン・ハナムほか2009:29)。また労働部(2006)「高齢者雇用現況調査分析」の結果では調査対象企業の平均定年は56.8歳となっている(経済・人文社会研究会2011:38)。

表 1 高齢社会対策の重点課題

分野		重点課題
ベビーブーム世代の高齢化対応体系の構築	多様な雇用機会の提供	・企業—高齢者親和的賃金ピーク性の活性化 ・シニア創業支援
	多層的な老後所得保障体系の確立	・退職年金制度の早期定着と活性化
	事前予防的な健康管理體系の構築	・健康検診事後管理の強化と受検率向上 ・保健所中心の統合健康管理體系の構築 ・慢性疾患管理プログラムの導入
	老後生活設計の強化	・老後設計プログラムの開発と標準化
安定した活気ある老後生活の保障	イルチャリ事業(雇用創出)の内実化	・老人イルチャリの段階的拡大 ・イルチャリ支援体系機能づくりと役割強化
	高齢者の貧困予防のための所得保障方案の整備	・農地年金の導入
	健康な老後生活・医療費支出の適正化	・高齢者の疾病特性に合わせた健康保険保障性の拡大 ・健康保険支出の効率化による財政健全性の確保 ・質の高い老人療養サービスの提供
	多様な社会参加・余暇文化の提供	・高齢者のボランティア活動の専門化 ・高齢者の余暇文化プログラムの開発普及
高齢親和的な社会環境づくり	高齢親和的な住居・交通環境づくり	・高齢者用賃貸住宅の持続的供給
	高齢者の権益増進と孝・扶養文化の基盤づくり	・独居高齢者の保護強化

出所：大韓民国政府（2010）

57.1 歳，生涯で主たる職場での平均退職年齢は 2010 年で 53 歳），となっている。

これら反省点を踏まえての第 2 次計画での高齢社会対策の重点課題は表 1 のとおりで、大きな 3 つの柱，すなわち，ベビーブーム世代の高齢化対応体系の構築，安定した活気ある老後生活の保障，高齢親和的な社会環境づくり，から構成されている。

このうち本稿が注目する所得保障に該当する重点課題は「ベビーブーム世代の高齢化対応体系の構築」の下部項目「多層的な老後所得保障体系の確立」と「安定した活気ある老後生活の保障」の下部項目「高齢者の貧困予防のための所得保障方案の整備」である。

「多層的な老後所得保障体系の確立」の細部課題を見てみると，①国民年金の長期持続を可能とするための改善，②国民年金の死角地帯解消，③私的所得保障制度の拡充，となっており，公的年金に私的所得保障である退職年金や個人年金といった多様な保障方法を組み合わせた体系が前提として仮定されていることがわかる²⁾。

「高齢者の貧困予防のための所得保障方案」の細部課題は，①無年金・低年金高齢者に対する年金制度の内実化，②国民年金における労働インセンティブの引き上げ，③農漁村高齢者の所得保障，である。①では主に基礎老齢年金制度と住宅年金制度（リバース・モーゲージ），②では国民年金における在職者老齢年金制度³⁾，延期年金制度⁴⁾，③では経

2) 世界銀行が提唱する多層的な所得保障体系（multipillar pension system）がモデルとなっている（World Bank 1994；Holzmann and Hinz 2005）。

3) 在職者老齢年金制度とは，国民年金加入者の平均所得以上の所得がある者に対して年齢によって（60～64 歳）

営移譲直接支払制⁵⁾の内実化、農地年金⁶⁾の導入が対策の具体的制度となっている。

現在の高齢者の貧困解消と同時に、近い将来に大量に出現するベビーブーム世代の老後所得保障対策のために、公的所得保障だけでなく退職年金や個人年金などの私的年金やリバースモーゲージなど多様な制度からなる保障体系の確立が目指されている。

Ⅲ. 高齢者の所得の実態

近年、高齢化対策の基礎材料を提供するために、政府をはじめ専門機関や大学などで高齢者を対象とした大規模な実態調査が行われることが多くなった⁷⁾。その一つである保健福祉家族部・啓明大学産学協力団『2008年度老人実態調査—全国老人生活実態と福祉ニーズ調査—基礎分析報告書』（2009）を用いて、高齢者の所得の実態をみてみたい。韓国では2007年の老人福祉法改正のさいに3年ごとの定期的な高齢者実態調査の実施が法定化され、本調査はその最初のものである。しかし、すでに1994年度、1998年度、2004年度に韓国保健社会研究院によって同様の内容の実態調査が実施された実績があるため、本調査はそれらの後継の調査ともいえる⁸⁾。

2008年度の老人実態調査では、全国の60歳以上の高齢者のいる世帯が対象となり、対象別に世帯調査、高齢者個人調査、同居の子ども調査の形式で実施された。回答したのは12,567世帯、高齢者15,146人、同居の子ども2,698人である。本稿では高齢者個人調査の結果を取り上げる。その調査内容は属性、居住状況、家族関係、社会関係、支援関係、経済状況、経済活動、健康・保健医療状況、身体機能、看病・看護状況、余暇・社会活動、社会福祉サービス、老後生活とQOL、生活環境、である。

以下、高齢者個人を対象とした所得に関する設問の結果を確認する。

年金を減額支給すること。

4) 延期年金制度とは、在職者老齢年金受給権者が所得のある業務に従事している場合、年金額減額のかわりに年金受給の延期を1回に限って可能とし、延期した期間分だけ1年につき6%の給付額増額をおこなうこと(2007年導入)。

5) 経営移譲直接支払制とは、65～70歳の高齢の農業従事者が専業農業者などに農地の売り渡しなどで移譲を行った場合に一定金額を支給し、高齢農業従事者の所得安定を図ろうとするもの。

6) 農地年金とは、高齢農家の所有農地を担保に毎月の生活費を年金のように支給する農地年金制度(2011年施行)。死後に農地を処分して精算される。

7) 代表的なものとして国民年金研究院の「国民老後保障パネル調査」、韓国労働研究院の「高齢化研究パネル調査」がある。

8) イ・ガオクほか(1994)『老人生活実態の分析と政策課題』韓国保健社会研究院、鄭京姫ほか(1998)『1998年度全国老人生活実態と福祉ニーズ調査』韓国保健社会研究院、鄭京姫ほか(2005)『2004年度全国老人生活実態と福祉ニーズ調査』韓国保健社会研究院。

1. 所得額

所得額の調査結果を属性別に整理したのが表2である。月平均個人所得の平均額は69万ウォンで、もっとも回答者の割合が多いのが「20万ウォン未満」(33.4%)である。性別では、女性の平均所得額は男性の半分以下となっており、性別による格差の大きさが示されている。教育水準による格差も激しく、無学者(非識字者)と専門大以上の者との差は約6倍、中・高等学校の者と専門大以上の者との差も約2倍となっている。年齢別では年齢が高いほど所得額が低くなる傾向があり、世帯構成別ではひとり世帯の所得額が低い。

参考までに2008年度の国民基礎生活保障制度(公的扶助)における最低生計費をみると、490,845ウォン(ひとり世帯)である。この金額よりも月平均個人所得額が低いのは女性、75歳以上年齢層、無学者、ひとり世帯となり、資産等の存在を勘案しなければ、これらの人びとが経済的弱者であることは明らかである。

表2 月平均個人所得

(単位: %, 万ウォン)

属性		20万ウォン未満	20～40万ウォン未満	40～60万ウォン未満	60～80万ウォン未満	80～100万ウォン未満	100～150万ウォン未満	150万ウォン以上	計	(人)	平均
全体	60歳以上	33.4	17.6	13.4	8.0	5.7	10.2	11.8	100.0	(15,122)	69.0
性別	男性	17.8	12.4	12.5	9.9	7.7	16.6	23.1	100.0	(6,448)	108.1
	女性	44.9	21.4	14.1	6.6	4.2	5.4	3.4	100.0	(8,675)	40.0
年齢	60～64歳	28.3	11.4	10.6	7.5	6.9	14.9	20.3	100.0	(4,334)	95.4
	65～69歳	30.3	16.6	14.1	9.6	6.9	11.0	11.5	100.0	(4,093)	72.9
	70～74歳	33.5	20.9	15.6	9.1	4.6	7.9	8.4	100.0	(3,067)	56.5
	75～79歳	35.8	23.3	15.4	7.9	5.2	6.2	6.1	100.0	(1,897)	48.9
	80～84歳	46.0	24.5	12.8	3.9	3.0	5.7	4.1	100.0	(1,043)	42.1
	85歳以上	57.3	20.4	11.7	3.8	1.3	3.1	2.5	100.0	(687)	31.5
教育水準	無学(非識字者)	48.0	26.6	12.7	4.8	2.9	3.7	1.3	100.0	(1,792)	30.3
	無学(識字可能)	42.7	25.3	14.9	6.7	3.0	5.5	1.9	100.0	(2,191)	36.0
	初等学校	33.1	18.4	15.1	9.3	6.6	10.7	6.7	100.0	(5,704)	54.4
	中・高等学校	27.0	11.4	11.6	9.3	7.2	14.5	18.9	100.0	(4,271)	89.1
	専門大以上	17.9	7.4	9.5	4.3	5.3	10.2	45.5	100.0	(1,165)	188.6
世帯構成	ひとり世帯	29.4	30.6	18.2	8.1	3.8	6.1	4.0	100.0	(2,511)	46.7
	夫婦世帯	32.8	15.0	12.7	9.1	6.1	11.0	13.3	100.0	(7,158)	73.6
	子どもと同居	34.8	15.6	12.2	6.4	5.8	11.3	14.0	100.0	(4,528)	73.8
	その他	41.3	11.9	11.5	8.1	7.5	9.2	10.5	100.0	(926)	70.7

註) 全調査対象者15,146人中、無回答や所得がないと回答した24人は分析から除外
出所) 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団(2009)

2. 所得源

高齢者個人にどのような所得源が存在するかを示しているのが表3である。全体的に

表3 所得の種類別所得源の存在率

(単位：%)

属性		勤労・事業所得		資産所得			私的 移転 所得	公的移転所得				
		勤労 所得	事業 所得	金融 所得	不動産 所得	個人年 金所得		公的年 金所得	その他公的 移転所得			
全体	60歳以上	32.3	13.5	19.9	16.6	9.3	8.6	0.8	77.0	80.6	25.9	69.1
性別	男性	48.1	19.0	30.5	24.0	14.5	12.0	1.1	73.4	85.2	42.9	65.7
	女性	20.7	9.4	12.0	11.2	5.5	6.0	0.6	79.7	77.1	13.2	71.6
年齢	60～64歳	43.1	22.5	21.9	18.5	10.5	9.4	1.4	72.1	44.6	38.1	10.5
	65～69歳	37.8	16.2	23.1	16.5	9.8	7.9	0.8	75.3	91.6	34.3	85.8
	70～74歳	29.0	8.7	21.1	17.6	10.0	9.4	0.5	79.4	96.8	18.5	96.3
	75～79歳	21.9	5.6	16.9	16.2	8.1	8.9	0.6	82.0	98.0	10.8	97.7
	80～84歳	11.4	2.3	9.2	13.2	6.7	7.6	0.4	83.4	97.3	5.2	97.2
	85歳以上	6.7	0.7	6.2	7.4	3.5	4.0	0.3	81.1	96.6	4.2	96.3
教育水準	無学(非識字者)	25.5	9.4	18.0	8.2	3.4	4.9	0.2	84.8	92.4	10.1	89.8
	無学(識字可能)	26.4	8.9	18.3	10.0	5.2	5.3	0.3	80.8	87.3	12.5	83.9
	初等学校	35.4	13.2	23.2	14.3	8.0	7.0	0.5	78.7	79.8	24.8	69.8
	中・高等学校	36.2	17.9	19.1	22.1	12.6	11.3	1.5	72.2	73.5	34.8	54.6
	専門大以上	24.7	13.3	12.0	33.4	20.4	18.2	1.7	67.4	79.7	48.1	59.1
世帯構成	ひとり世帯	33.3	13.1	21.5	16.7	8.7	9.4	0.3	80.7	89.0	19.8	81.9
	夫婦世帯	35.9	13.4	23.3	19.1	11.5	9.3	0.8	73.3	80.6	29.2	68.8
	子どもと同居	26.7	14.2	13.5	13.6	6.6	7.6	1.1	80.8	77.0	24.4	63.9
	その他	29.5	11.5	19.8	11.6	7.1	5.5	0.6	77.0	75.5	23.6	62.1

註) 全調査対象者 15,146 人が対象
出所) 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団 (2009)

もっとも多いのは「公的移転所得」(80.6%)で、つぎが「私的移転所得」(77.0%)である。「勤労・事業所得」と「資産所得」は男性での割合が多い。反対に女性では男性よりも「私的移転所得」の割合が多くなっている。

全体的に「私的移転所得」が多いのが特徴的であるが、年齢が高いほど、教育水準が低いほど、その割合が多い。「公的移転所得」の中の「公的年金所得」は、その制度が成熟していないことから、年齢別では年齢が高いほど存在率が低くなるという傾向が表れている。また、教育水準が高いほど「公的年金所得」の存在率が高いのは、教育水準の高い層が公的年金への加入率の高い就労形態にあったからであると考えられる。また、資産所得の存在率は全体的には16.6%と低いが、教育水準が高い層ほど比率が高くなる傾向がみられる。

1994年度、1998年度、2004年度の調査との比較分析を行った研究によれば、過去の調査に比べて所得源は多様化の傾向にあることが明らかになっている(イ・ユンギョンほか2010:121-122)。すなわち、これまでの老後所得源は私的移転所得や勤労所得が中心だったが、徐々に公的移転所得や資産所得、年金所得存在率が増加しているのである。老後準備をする高齢者個人の増加や、後述する国民年金や基礎老齢年金など社会保障制度の受給者の増加がこれら変化の背景にある。しかし私的移転所得への依存率の高さは変わらない特徴として残っている。

3. 所得の構成

高齢者の所得源別の所得が総所得に占める割合はどうなっているだろうか。その結果を示したのが表4である。もっとも割合が多いのは「私的移転所得」(44.7%)で、次が「その他公的移転所得」(15.0%)、「事業所得」(13.0%)となっている。

「勤労所得」や「事業所得」は女性よりも男性で、年齢が低い層で割合が多い。「私的移転所得」は男性よりも女性で、年齢は高い層で、教育水準は低い層で割合が多い。「公的年金所得」は反対に女性よりも男性で、年齢層は低い層で、教育水準は高い層で割合が多い。

資産と関連する所得としては「不動産所得」(4.3%)が最も多いが、割合は少なく、「金融所得」(2.7%)や「個人所得」(0.3%)もわずかな割合しか占めない。教育水準の高い層でこれらの割合が高い傾向はみられる。先に所得源が多様化していることを確認したが、そのいっぽうで女性、高年齢層、低学歴層では総所得に占める「私的移転所得」の割合が5割を超えており、かれらの親族などへの依存度が極めて高いことがわかる。

表4 所得種類別所得の割合

(単位：%)

属性	勤労所得	事業所得	金融所得	不動産所得	私的移転所得	公的年金所得	個人年金所得	その他公的移転所得	計	(人)
全体	9.6	13.0	2.7	4.3	44.7	10.5	0.3	15.0	100.0	(15,122)
性別										
男性	13.7	20.9	3.7	5.6	28.2	16.3	0.3	11.3	100.0	(6,448)
女性	6.5	7.0	2.0	3.2	57.3	6.0	0.2	17.8	100.0	(8,675)
年齢										
60～64歳	17.9	16.3	2.8	4.6	39.9	15.1	0.4	3.1	100.0	(4,334)
65～69歳	11.2	14.9	2.9	4.1	39.0	13.1	0.3	14.4	100.0	(4,093)
70～74歳	5.6	13.0	3.1	4.8	47.0	8.1	0.2	18.2	100.0	(3,067)
75～79歳	3.1	9.8	2.1	4.3	50.8	5.6	0.2	24.1	100.0	(1,897)
80～84歳	1.1	4.8	2.2	3.5	57.9	3.2	0.1	27.1	100.0	(1,043)
85歳以上	0.3	3.4	1.6	2.1	59.3	2.6	0.1	30.8	100.0	(687)
教育水準										
無学(非識字者)	5.8	9.8	0.9	2.0	55.6	3.9	0.1	22.0	100.0	(1,792)
無学(識字可能)	5.6	11.5	1.4	2.3	52.8	5.1	0.1	21.1	100.0	(2,191)
初等学校	9.5	15.1	2.4	3.5	46.3	8.5	0.2	14.4	100.0	(5,704)
中・高等学校	13.5	13.7	3.6	6.0	37.7	13.9	0.5	11.3	100.0	(4,271)
専門大以上	9.7	8.1	6.7	8.8	29.8	27.7	0.6	8.5	100.0	(1,165)
世帯構成										
ひとり世帯	8.5	12.4	2.3	4.1	47.6	7.7	0.1	17.2	100.0	(2,511)
夫婦世帯	10.1	15.9	3.5	4.7	38.2	12.3	0.3	15.1	100.0	(7,158)
子どもと同居	10.0	8.7	1.9	4.0	52.8	9.4	0.3	13.1	100.0	(4,528)
その他	7.6	13.8	2.3	2.7	47.0	9.2	0.1	17.2	100.0	(926)

註) 全調査対象者 15,146 人中、無回答や所得がないと回答した 24 人は分析から除外
出所) 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団 (2009)

4. 資産

資産の分布と規模についての調査結果は表5のとおりである。全体の平均額は1億8,410万ウォンであるが、「0ウォン」の回答が41.2%にのぼることにも注目すべきであろう。とくに女性や高齢層、教育水準の低い層で資産を持たない割合が多い。

資産があるという回答者の資産の構成は表6に示した。「不動産資産」と「金融資産」の割合はだいたい8:2となっている。男性のほうが女性よりも「不動産資産」の割合が多く、教育水準が高い層でも「不動産資産」の割合が若干おおい。性別以外の属性による顕著な傾向はあまりみられない。

以上のように、高齢者の所得や資産においては低所得や無資産の者の割合が多いことに加えて、属性によってその金額や保有状況が異なることがわかる。女性や高齢層、低学歴層、ひとり世帯などの所得や資産の実態は脆弱であり、かれらを経済的弱者とみなすことができる。また、老後所得源の中心が私的移転所得や勤労所得から徐々に公的移転所得や資産所得、年金所得に移行する現象もみられるとされるが、現実に経済的弱者である高齢者にとってはそれらの効力は低く、いまだ私的移転所得への依存度が高いことも事実で

表5 純資産の分布と規模

(単位：%, 百万ウォン)

属性	借金のみ	0ウォン	5百万ウォン未満	5百万ウォン～1千万ウォン未満	1千万ウォン～2千万ウォン未満	2千万ウォン～5千万ウォン未満	5千万ウォン～7千万ウォン未満	7千万ウォン～1億ウォン未満	1億～2億ウォン未満	2億～3億ウォン未満	3億～5億ウォン未満	5億ウォン以上	計	(人)	平均	
全体	60歳以上	3.3	41.2	3.0	2.6	6.1	6.8	7.2	4.2	11.4	5.2	4.8	4.0	100.0	(14,886)	184.1
性別	男性	3.9	19.6	1.2	1.8	5.9	8.3	10.1	6.7	18.6	8.4	8.0	7.5	100.0	(6,310)	235.8
	女性	2.9	57.2	4.3	3.1	6.4	5.7	5.1	2.3	6.2	2.9	2.5	1.5	100.0	(8,576)	114.5
年齢	60～64歳	4.7	35.3	2.5	2.8	5.9	5.6	7.4	4.1	13.2	6.2	7.3	5.0	100.0	(4,257)	201.7
	65～69歳	3.3	38.6	2.4	2.0	5.7	7.0	7.8	4.8	13.2	6.1	5.1	4.1	100.0	(4,035)	203.5
	70～74歳	3.4	39.2	3.1	2.7	6.5	7.9	7.8	4.9	11.6	5.5	3.7	3.7	100.0	(3,025)	157.3
	75～79歳	2.0	46.0	4.5	2.9	6.9	8.0	6.9	4.0	8.5	3.5	3.1	3.7	100.0	(1,871)	162.0
	80～84歳	1.3	56.0	4.5	2.7	6.6	7.1	5.0	1.9	6.3	3.0	2.2	3.2	100.0	(1,022)	167.9
	85歳以上	0.3	67.4	3.2	2.9	6.3	4.4	5.0	1.3	5.1	1.4	1.7	1.0	100.0	(675)	87.8
教育水準	無学(非識字者)	1.2	56.1	4.8	3.9	9.2	8.9	5.5	2.8	5.2	1.6	0.6	0.2	100.0	(1,761)	58.5
	無学(識字可能)	3.1	52.8	4.2	2.8	7.5	7.4	7.7	3.6	7.2	2.1	0.9	0.7	100.0	(2,154)	73.2
	初等学校	3.3	42.7	3.3	2.6	6.5	7.5	8.1	4.2	11.7	4.7	3.5	1.9	100.0	(5,631)	127.5
	中・高等学校	4.4	31.8	1.9	2.2	4.6	5.7	7.3	5.3	15.0	8.4	7.5	5.9	100.0	(4,182)	193.6
	専門大以上	2.9	24.0	0.6	1.2	2.6	2.8	4.7	2.9	15.1	7.9	15.4	19.8	100.0	(1,156)	388.8
世帯構成	ひとり世帯	3.8	31.1	5.5	4.8	11.2	12.0	9.0	4.3	10.2	3.2	2.3	2.6	100.0	(2,462)	134.2
	夫婦世帯	2.6	39.6	2.4	1.9	5.6	6.7	7.8	4.7	13.3	6.0	5.2	4.2	100.0	(7,038)	198.1
	子どもと同居	3.7	47.6	2.8	2.5	4.1	4.7	5.8	3.5	9.8	5.1	5.7	4.7	100.0	(4,460)	191.2
	その他	5.5	50.0	2.4	2.2	7.0	4.1	4.8	2.7	8.6	5.0	4.3	3.4	100.0	(926)	140.6

註) 全調査対象者15,146人中、無回答者260人は分析から除外
出所) 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団(2009)

表6 総資産の構成と規模

(単位：%)

属性		不動産資産	金融資産	計	(人)
全体	60歳以上	77.7	22.3	100.0	(8,376)
性別	男性	85.3	14.7	100.0	(4,904)
	女性	66.9	33.1	100.0	(3,472)
年齢	60～64歳	76.7	23.3	100.0	(2,605)
	65～69歳	79.2	20.8	100.0	(2,373)
	70～74歳	77.9	22.1	100.0	(1,760)
	75～79歳	78.5	21.5	100.0	(980)
	80～84歳	75.3	24.7	100.0	(439)
	85歳以上	72.6	27.4	100.0	(218)
教育水準	無学（非識字者）	76.4	23.6	100.0	(759)
	無学（識字可能）	74.4	25.6	100.0	(971)
	初等学校	76.9	23.1	100.0	(3,086)
	中・高等学校	79.1	20.9	100.0	(2,712)
	専門大以上	81.0	19.0	100.0	(848)
世帯構成	ひとり世帯	77.6	22.4	100.0	(1,626)
	夫婦世帯	78.5	21.5	100.0	(4,123)
	子ども同居	76.3	23.7	100.0	(2,204)
	その他	77.6	22.4	100.0	(423)

註) 資産があると回答した 8,652 人のうち無回答 276 人は分析から除外
出所) 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団 (2009)

ある。

IV. ベビーブーム世代の実態と対策案

現在の高齢者以上に社会保障の対象として重視されているのがベビーブーム世代である。ベビーブーム世代とは、朝鮮戦争後の 1955 年から産児制限政策によって出産率が鈍化し始める 1963 年までに生まれた世代のことをいう。2011 年時点では 48～56 歳が該当する。平均的に 20 代中盤に結婚し、夫婦と 2～3 名の子どもとからなる核家族が典型的な世帯類型である。1970～80 年代に経済成長の主演として、とくに製造業で低賃金の高熟練労働力を提供した。また、医療保険や国民年金制度などの社会保障制度が整い始めたものこの頃である。しかし、1997 年の経済危機によって失業や非正規化などの弊害を被ることもなった（経済・人文社会研究会 2011：9-15）。

このような特性をもつベビーブーム世代がすでに定年期を迎え、10 年後には高齢期にはいる。それにとまなう労働市場の構造上の変容に加えて、年金受給年齢までの所得の確保やベビーブーム世代すべてが高齢期に入った時の社会保障の負担の増加などは、こんごの高齢者の所得保障問題を考える上で重大な課題と看取されている。そのためベビーブーム世代への対策が、先述の高齢社会対策の焦点となっており、かれらに関する調査・研究

が政府や関連機関で本格的に実施されるようになった。以下、それらの成果から、ベビーブーム世代の所得と資産の実態、老後所得の準備状況、政策課題についてみていく。

1. 所得と資産

(1) 所得額と所得源

2009年の統計庁家計動向調査によると、ベビーブーム世代の世帯別月平均所得額は353万ウォンで、55歳以上の以前世代よりは高く、45歳以下の以後世代よりも低い中間的な金額となっている（表7）。また、学歴による所得格差が大きいことも明らかにされている（パク・シネ、シム・ギョホ 2010：232-235）。また表7から読み取れるのは高齢化による所得の減少傾向であるが、とくに60歳以降での低下は急激に進行することが推測される。

同じく2009年の家計動向調査によると、所得源の構成では「勤労所得」が最も多く（65.33%）、ついで「事業所得」（25.46%）、「移転所得」（5.97%）、「非経常所得」（2.84%）、「財産所得」（0.4%）となっている（表8）。所得源の中心である「勤労所得」の比率は60歳以

表7 ベビーブーム世代の所得分布

(単位：%，万ウォン)

所得	全体	以前世代		ベビーブーム世代	以後世代	
		60歳以上	55～59歳	46～54歳	34～45歳	33歳以下
100未満	15.97	44.36	14.72	8.38	4.87	9.91
100以上～200未満	20.14	27.29	21.51	17.67	16.23	20.76
200以上～300未満	21.05	13.78	20.75	19.94	23.76	28.55
300以上～400未満	17.20	6.83	15.66	18.81	22.14	19.81
400以上～500未満	11.54	3.44	10.00	13.96	15.39	11.51
500以上～600未満	6.22	2.15	6.13	8.38	8.02	4.08
600以上	3.65	2.15	11.23	12.87	9.59	5.39
総合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均所得額	300	161	324	353	362	285

出所：家計動向調査（2009）、パク・シネ、シム・ギョホ（2010）より再引用

表8 ベビーブーム世代の所得源別の構成

(単位：%)

	全体	以前世代		ベビーブーム世代	以後世代	
		60歳以上	55～59歳	46～54歳	34～45歳	33歳以下
経常所得	95.82	92.28	94.15	97.16	96.89	93.86
勤労所得	63.84	35.49	63.01	65.33	68.77	76.56
事業所得	21.39	23.09	21.80	25.46	21.19	8.79
財産所得	0.49	1.54	0.51	0.40	0.25	0.31
移転所得	10.09	32.15	8.84	5.97	0.67	8.21
非経常所得	4.18	7.72	5.85	2.84	3.11	6.14
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：家計動向調査（2009）、パク・シネ、シム・ギョホ（2010）より再引用

降で30%近く低下し、かわりに「移転所得」や「非経常所得」が増加する。所得源としての「勤労所得」が失われることは、先にみた60歳以降の所得の減少と関連するだろう。

(2) 資産

韓国労働研究院による高齢化研究パネル調査第1次年度資料⁹⁾を用いたウ・ソクジン、イ・ユンス(2011)の研究によると、ベビーブーム世代の平均純資産額は9,900万ウォンである。かれらの大部分の所得水準は低いため、この額は公的年金をあわせても引退後の生活を営むのに十分な額ではないとされている。また、表9にあるように資産の80%が「不動産資産」となっており、価格変動など不安定要素の多い資産への集中度の高さが懸念される(ウ・ソクジン、イ・ユンス2011:20)。

キム・ジギョン(2011)は韓国労働パネル調査¹⁰⁾11次年度(2008)を用いてベビーブーム世代の老後所得準備について分析した研究であるが、それによるとベビーブーム世代の資産保有率は、「不動産保有率」が69.8%、「金融資産保有率」が53.7%である。「不動産保有率」が高いのは以前世代と同じだが、不動産保有世帯における「負債保有率」は62.4%で以前世代よりも高い(表10)。

表9 ベビーブーム世代の資産構成

(単位: %)

	以前世代 (A)	ベビーブーム世代 (B)	差 (A - B)
個人総資産	100.00	100.00	0.00
不動産総資産	90.00	80.19	- 9.81
世帯住宅価値	65.03	52.90	- 12.13
金融総資産	8.39	16.25	7.86
保険総資産	1.01	4.62	3.61
事業体農場資産	0.05	0.30	0.25
その他資産	1.56	3.26	1.70

出所: 韓国高齢化パネル第1次(2006)、ウ・ソクジン、イ・ユンス(2011)より再引用

表10 資産・負債の保有率

(単位: %)

	以前世代 (1945 ~ 54年生)	ベビーブーム世代 (1955 ~ 63年生)	以後世代 (1964 ~ 73年生)	全体
不動産保有率	78.5	69.8	59.4	68.6
金融資産保有率	57.6	53.7	67.1	59.7
負債保有率(全体)	50.5	57.3	58.8	55.8
負債保有率(不動産保有世帯のみ)	53.6	62.4	67.1	60.8

出所: キム・ジギョン(2011)

9) 高齢化研究パネル調査は韓国労働研究院が労働部と共同で2006年度から隔年実施。2006年度は45歳以上中高齢者世帯(6,171世帯、10,255人)を対象に行われた。

10) 韓国労働研究院が非農村地帯に居住する世帯と世帯員(5,000世帯)を対象に1998年度から毎年実施している。

さらに資産保有状況を属性別に分析した結果から主な特徴をみてみると、以下のようになる（キム・ジギョン 2011：150-159）。

不動産資産については、保有状態を「居住住宅とそれ以外の不動産」「居住住宅のみ」「それ以外の不動産のみ」に区分した場合、個人属性別では、男性は「居住住宅のみ」または「居住住宅とそれ以外の不動産」の保有率が女性より高く、女性は「それ以外の不動産のみ」か、不動産無所有の比率が男性より高い。学歴別では学歴が高いほど不動産資産の保有率が高く、就業状態別では賃金労働者や非就業者よりも非賃金労働者のほうが「居住住宅とそれ以外の不動産」「居住住宅のみ」の保有率が高い。世帯所得別では所得水準が高いほど不動産資産保有率が高い。

金融資産の分析では、学歴が高いほど金融資産保有率が高く、金額面でも低学歴層との差が大きくなっている。就業状態別では賃金労働者の金融資産保有率が非賃金労働者に比べて多少高いが、賃金労働者の平均資産額（2,929.5万ウォン）は非賃金労働者の平均資産額（3,450.2万ウォン）や非就業者の資産額（3,807.0万ウォン）に比べて低い。世帯別では不動産資産の保有者の金融資産保有率と保有額が高い。また、所得水準が高い層でも金融資産保有率が高く保有額も多くなっている。

以上から、ベビーブーム世代の所得の中心は勤労所得であるが、それは60歳以降で急激に減少するため、それ以降に他の所得源を活用できるように準備しておかなければならないことが明らかである。準備できる所得源のひとつが資産であるが、不動産資産と金融資産では不動産資産の保有に偏向している。またその資産保有状況においては、ベビーブーム世代内で性別や学歴、就業状態・就業形態、世帯別の所得などによって多様であることが確認された。

2. 老後所得の準備状況

では実際にベビーブーム世代はどのような老後の準備をしているのだろうか。統計庁の社会調査¹¹⁾によると、ベビーブーム世代の80.0%が老後準備をしている（統計庁 2010b）。また、準備しているという者の比率は学歴が高いほど高い。主たる準備方法の内訳では「国民年金」（38.5%）、「預金・貯金」（24.3%）に比重が置かれている。学歴別では、中卒以下の層では「国民年金」と「預金・貯金」を合わせた割合が7割を超え、これらへの依存度の高さがあらわれている。反対にこれらの学歴層では準備していないとの回答が3～4

11) 2009年度「社会調査」の対象は全国約17,000の標本世帯内の満15歳以上世帯員で、調査部門は福祉、文化と余暇、所得と消費、労働、社会参加の5つである。

表 11 老後準備の方法 (2009, 18 歳以上人口)

(単位: %)

	計	準備している									
		小計	国民年金	その他の公的年金	私的年金	退職金	預金, 貯金	不動産運用	その他 ¹⁾		
2009	100.0	66.3	100.0	37.0	7.1	20.1	3.4	25.6	5.7	1.1	
ベビーブーム世代	100.0	80.0	100.0	38.5	7.1	19.5	3.8	24.3	6.0	0.8	
初等以下	100.0	59.6	100.0	42.0	1.6	18.1	1.6	32.0	4.3	0.4	
中卒	100.0	69.1	100.0	44.5	1.6	18.3	3.9	28.6	2.7	0.3	
高卒	100.0	81.9	100.0	40.7	4.7	20.6	3.8	24.6	5.5	0.2	
大卒以上	100.0	90.9	100.0	31.7	14.5	18.7	4.3	20.2	8.6	1.9	
		準備していない									
		小計	まだ考えていない	今後準備	準備能力なし	子どもに委託					
		33.7	100.0	16.6	32.6	38.9	12.0				
		20.0	100.0	7.4	39.8	50.3	2.5				
		40.4	100.0	8.5	33.4	53.4	4.7				
		30.9	100.0	5.7	34.3	56.2	3.8				
		18.1	100.0	8.6	41.4	48.5	1.5				
		9.1	100.0	5.4	56.1	38.5	—				

注: 1) 株式, 債券等含む
出所: 統計庁 (2011)

割と高いのみならず, その内訳の半数以上が「準備能力なし」となっており, 低学歴層の老後準備不足の状況が明らかである (表 11)。

高齢社会対策の重点課題である多層的な老後所得保障体系は現実にはどの程度の割合で成立しているのだろうか。これについては先述のキム・ジギョン (2011) でベビーブーム世代の公的年金, 退職金, 個人年金の準備状況を知ることができるため, これを参考にする。キム・ジギョンの研究では 3 つの所得源はその組み合わせによって 8 つに類型化され, 3 種類すべてをもつ層が第 3 層, 2 種類をもつ層が第 2 層, 1 種類をもつ層が第 1 層, 全く所得源のない層が第 0 層に区分されている。

この類型化と区分を用いて対象者を割り出した分析では, まず全体的に第 0 層が半数以上の 57.4% も存在することが注目される。これら第 0 層は, 資産や私的移転所得が老後の所得源として見込めないばかりに, 貧困化し公的保障を必要とする可能性が大きい。第 0 層以外では, 第 2 層の「類型 2 (公的年金+退職金)」が最も多い 28.2% で, 第 3 層の「類型 1 (公的年金+退職金+個人年金)」は 4.8% と低い比率にとどまる。これら類型と就業形態との関連性は高い。すなわち, 賃金労働者のうち常用労働者は第 3 層が 11.1%, 第 2 層が 65.3% であるのにたいし, 臨時職・日雇職の約 8 割が第 0 層で年金所得源を全くもたない (表 12)。

その他の主な特徴としては, 個人の属性別では女性の 72.0% が第 0 層であることが特徴的である。配偶者による間接的な所得があるとしても, 高齢女性の貧困は男性よりも深刻であることが推測される。年齢階層別では, 最も若い「44～46 歳」の集団で第 3 層の割合が他の年齢集団 (「47～49 歳」「50～51 歳」) より高い。これは年齢の低い世代が相対的

表 12 老後年金所得源の準備類型：就業形態別

(単位：%)

区分	就業形態 類型	賃金			非賃金	非就業	全体
		常用	臨時/日雇	賃金全体			
3層	類型1 (公的年金+退職金+個人年金)	11.1	0.7	8.7	—	—	4.8
	類型2 (公的年金+退職金)	65.3	5.8	51.3	—	—	28.2
2層	類型3 (公的年金+個人年金)	0.0	0.7	0.2	—	—	0.1
	類型4 (退職金+個人年金)	—	—	—	—	—	—
1層	類型5 (公的年金)	7.3	0.7	7.6	—	—	4.2
	類型6 (退職金)	2.7	8.8	2.4	—	—	1.3
	類型7 (個人年金)	0.4	1.5	0.7	8.8	4.0	4.0
0層	類型8 (すべてなし)	13.2	80.9	29.1	91.2	96.0	57.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：キム・ジギョン (2011), 一部修正

に老後準備を積極的にしていることを示している。学歴別では第1～第3すべての層において学歴が高いほうが比率が高い。世帯の属性別では所得が多いほど第3層の比率が高く、低いほど第0層の比率が高くなっており、また、不動産など他の所得源があるほど第3層の比率が高い。金融資産保有率は第3層で最も高く、0層で最も低くなっている (キム・ジギョン 2011: 144-149)。

第1層と第2層に該当する回答者の月平均生活費支出額に大きな差はないが、非同居両親に対する経済的支援や子どもの私的教育費支出については第1層の該当者が第2層の該当者に比べて多く支出しているという結果が出ている。このことから、家族扶養の負担が多層的な老後年金所得源の確保を難しくしていると考えられる (キム・ジギョン 2011: 149)。

3. 政策課題

約8割のベビーブーム世代が老後準備をしているとはいえ、属性によってその内容は異なる。勤労所得が失われた後の所得源のひとつである資産については、性別や学歴、就業状態・形態、世帯別の所得などの属性によってその保有状況は多様である。また、所得保障としての年金の準備状況においては、全く準備のない人びとが半数以上存在すること、属性によって準備状況に差があることが明らかであり、非同居両親に対する経済的支援や子どもの私的教育費支出という要素も年金準備状況に影響を与えていることが示唆されている。

十分な準備をしていないベビーブーム世代の人びとにとっては、一般的な定年年齢から公的年金の受給年齢までの期間には、再就職や再就業によって労働所得を得ることが対策として考えられるが、雇用先の確保は難しく、雇用先を見つけたとしてもそこで適度な収

入が得られるというものでもない。労働による所得が失われたり減少しても、親の扶養や子どもの教育費は支出しなければならず、住宅購入にかかわる負債返済も続く。老後生活の準備をする余裕がなかなか生まれない構造的な背景があるのである。かれらに対してどのような政策課題が考えられるだろうか。

主たる職場での雇用延長や定年年齢の延長、定年後の再就業機会の拡大などは労働政策において行われるべき対策である。

社会保障における所得保障の分野での対策としては、第1に、公的年金の死角地帯の解消が必要である。また、詳しくは次節以降で述べるが、給付水準が低く実質的機能がない点も改善の余地があり、総体的に適用対象と水準の改善がなされねばならない。第2に、退職後年金受給までの期間の所得保障を準備することである。失業給付の給付期間や給付水準の拡充、低賃金労働者に対する所得補てん制度の強化などが考えられる。第3に、多層の老後所得保障体系を整備することである。公的年金の給付水準が低いにもかかわらず、退職年金や個人年金への加入者はいまだ少ない。そうなる则これら以外の私的な準備が必要となるが、貯蓄や投資による準備状況もそれほど多いとはいえないのが実態である。したがって多様な年金制度や、不動産や住宅資産を活用したりバースモーゲージの普及などによって、個人の老後所得準備が後押しされる必要がある（保健福祉部 2011b：43-44）。

これらの対策を推進するにあたっては、公的保障においても私的年金など民間機関を利用しての所得保障においても、それらの対象から排除されやすい属性をもつ人びとへの制度的な配慮が求められる。

教育費および私的教育費にかんする改善策も至急に必要な対策である。2009年の家計動向調査によると、ベビーブーム世代の消費支出の内訳では「その他の消費支出」を除く費目のなかで「教育費」（11.8%）が最も多い。この割合は以前世代や以後世代よりも多い（表13）。

表13 ベビーブーム世代の消費支出構造

(単位：%)

	全体	以前世代		ベビーブーム世代	以後世代	
		60歳以上	55～59歳	46～54歳	34～45歳	33歳以下
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品費	9.57	17.03	10.48	9.02	8.47	6.83
住居・水道光熱	7.36	12.70	7.53	6.85	6.13	7.68
家具・家事用品	2.43	3.35	2.54	2.01	2.39	2.55
衣類・靴	4.20	3.88	4.36	4.30	4.08	4.63
保健・医療	4.57	10.08	5.57	3.86	3.58	3.78
教育	8.51	1.59	3.23	11.84	10.76	2.54
教養・娯楽	3.59	3.36	3.23	3.60	3.61	3.94
交通	8.42	8.61	9.88	8.85	7.79	8.48
通信	4.20	4.15	4.55	4.69	3.82	4.24
その他消費支出	47.15	35.24	48.62	44.96	49.37	55.31

出所：家計動向調査（2009）、パク・シネ、シム・ギョホ（2010）より再引用

特集 東アジアの福祉システム：所得保障と雇用保障

統計庁による、学生がいる30歳以上の世帯に対する調査結果によれば、子どもの教育費が所得に比べて「負担になる」と認識している回答者の比率は30歳以上の世帯主(79.8%)よりベビーブーム世代の世帯主(83.1%)のほうが高い。またベビーブーム世代の教育費の負担の要因としては「補充教育費」がもっとも多く約6割を占めるが、「学校納入金」を負担要因とする割合も約3割と多い(表14)。

表14 教育費負担に対する認識と負担要因

(単位：%)

	計	負担感が ある	負担要因					
			小計	学校納入金	補充教育費	教材費	下宿、自炊、寄宿舎費	その他
2008	100.0	79.8	100.0	23.8	73.0	1.1	1.7	0.4
ベビーブーム世代	100.0	83.1	100.0	32.0	64.2	1.0	2.5	0.3

注：1) 学生がいる30歳以上世帯
出所：統計庁(2010b)

子どもの教育費への支出がベビーブーム世代本人の老後準備の支障となっていることは、前節でみたとおりである。あわせて公的保障のほとんどないベビーブームの親世代にかかる扶養費もかれら自らが自己の老後を準備する経済的余裕を奪う要因になっている。現在の高齢者への所得保障、若年世代の教育費の公的保障や奨学金制度の拡大などによって、ベビーブーム世代の家族への支出を軽減することが必要であろう。

V. 公的所得保障と私的所得保障の実態・動向・課題

では、現実の公的所得保障と私的保障の実態はどのようなものであり、それらはどのような問題点や課題を抱えているのか、高齢者を主な対象とする所得保障として、基礎老齢年金、国民年金、退職年金、個人年金を取りあげてその実態・動向・課題を検討する¹²⁾。

1. 基礎老齢年金

基礎老齢年金制度は、基礎老齢年金法制定後(2007年4月25日)の2008年1月1日に施行された。対象は65歳以上の高齢者で、所得認定額(本人と配偶者の所得認定額に限る)が施行令に定める金額以下の者と定められている。2009年1月からは65歳以上高齢者の

12) 公的扶助である国民基礎生活保障制度は高齢者を主な対象とした所得保障ではないため、本稿では分析対象から除外する(65歳以上人口に占める国民基礎生活保障受給者の割合は2009年度で7.5%)。

うち所得認定額の下位 70%までが給付対象となっている。

2010 年度の受給者数は 373 万人、給付月額はひとり世帯で最大 9 万ウォン、夫婦世帯で最大 14 万 4,000 ウォンである（保健福祉部 2011a：425-426）。

基本的な問題点としては、所得を代替・補完する機能に及ばない給付額の低さ、年金制度なのか公的扶助制度なのか不明瞭であることなどがあげられる。財源が国費と地方費からなるため、給付額の改善は容易ではない。また、国民年金との統合や再編成についての議論もされているが、いまだ結論は出されていない。

2. 国民年金

(1) 加入者、受給者の状況

国民年金の加入者数は、2010 年で 19,228,875 人（事業所加入者 10,414,780 人、地域加入者 8,674,492 人）、任意加入者 90,222 人、任意継続加入者 49,381 人、となっている（保健福祉部 2011a：392）。

給付の種類には、老齢年金、障害年金、遺族年金、返還一時金、死亡一時金があり、老齢年金はさらに完全老齢年金、減額老齢年金、在職者老齢年金、早期老齢年金、特例老齢年金、分割老齢年金にわけられる。完全老齢年金は加入期間が 20 年以上で 60 歳に達した者が受給できるもので、2008 年に初の受給者が発生した¹³⁾。

老齢年金の受給者は、2010 年で 2,330,128 人。このうち、完全老齢年金受給者は 57,460 人（男 53,178 人、女 4,282 人）で、特殊職種労働者として 55 歳から受給可能な受給者を除く 60 歳以上の受給者は 56,980 人、65 歳以上の受給者は 40 人である。全体的に高齢者に占める受給者数がまだ少ないとともに、女性受給者が圧倒的に少ないのも特徴である。

このほかの受給者は、減額老齢年金では 406,561 人、早期老齢年金では 216,522 人、特例老齢年金では 1,644,953 人、分割年金では 4,632 人となっており、特例老齢年金受給者の数が多い（国民年金公団 2011）。

老齢年金の月平均給付額は 2010 年で 262,960 ウォンである。種類別では、完全老齢年金は 770,772 ウォン、減額老齢年金は 418,996 ウォン、早期老齢年金は 425,977 ウォン、特例老齢年金は 186,468 ウォン、分割年金は 139,988 ウォンとなる（保健福祉部 2011a：396）。受給者が最も多い特例老齢年金の給付額の低さが全体の平均給付額を引き下げている。また、2010 年度の国民基礎生活保障制度におけるひとり世帯の最低生計費は 504,344 ウォン

13) 老齢年金を受けられる年齢は現在 60 歳（早期老齢年金は 55 歳）だが、2013 年から 5 年ごとに段階的に 1 歳ずつ引き上げられ 2033 年以降は 65 歳（早期老齢年金は 60 歳）になる。

であるため、完全老齢年金以外の老齢年金はすべてこの金額以下である。

参考までに 65 歳以上の公的年金受給者の状況を示したのが表 15 である。2005 年から 2009 年までの間に年金受給率は 11.5% 上昇しているが、65 歳以上高齢者の約 4 分の 1 ししか公的年金を受けていないというのが現状である。

表 15 65 歳以上公的年金受給者の状況

(単位：人，%)

	合計	老齢年金 ¹⁾ (退職年金)	障害年金 (障害年金)	遺族年金	年金受給率 ²⁾
2005	703,508 (100.0)	635,190 (90.3)	3,911 (0.6)	64,407 (9.2)	16.1
2008	1,252,152 (100.0)	1,118,227 (89.3)	7,369 (0.6)	126,556 (10.1)	25.0
国民年金	1,103,007(88.1)	986,564	6,781	109,662	22.0
公務員年金	131,482(10.5)	115,448	574	15,460	2.6
私学年金	17,663(1.4)	16,215	14	1,434	0.4
2009	1,432,387 (100.0)	1,273,403 (88.9)	8,518 (0.6)	150,466 (10.5)	27.6
国民年金	1,268,935(88.6)	1,129,942	7,834	131,159	24.4
公務員年金	143,882(10.0)	125,544	670	17,668	2.8
私学年金	19,570(1.4)	17,917	14	1,639	0.4

註：軍人年金除外。

1) 年金受給者のうち一時受給停止者を除く実受領者を基準とする。

2) 各年金受給者の合計を 65 歳以上推計人口で割った比率。

出所：統計庁 (2010a)，原資料は、国民年金公団『国民年金統計年報』，公務員年金公団『公務員年金統計』，私立学校教職員年金公団『私学年金統計年報』各年度

(2) 財政安定のための改善

国民年金の財政安定性は重要な案件であり、2008 年に実施された第 2 次国民年金財政再計算では、現行保険料率 (9%) を維持した場合、国民年金基金は 2043 年に最大規模 2,465 兆ウォンに達したあと 2044 年に当該年度収支の赤字が発生し 2060 年に消尽するという結果が出された。また基金の消尽時点は、合計特殊出生率が OECD 平均水準 (1.60) に回復した場合には 4 年延長され、基金運用収益率が 1% ポイント上昇した場合には 9 年延長されることも明らかにされている (大韓民国政府 2010 : 136)。

2007 年の国民年金法改正では将来的な所得代替率の下方修正¹⁴⁾などによって財政安定性は高められたが、保険料の引き上げは行われておらず、長期的な観点からは財政の不安定要素が残されている。この点については 2013 年の第 3 次財政計算のさいに保険料の調整も含めた財政の長期安定について検討される予定である。

14) 従来は給付水準は 40 年間加入した平均的所得者の所得代替率 60% とされていたが、2008 年 1 月から 50% に変更され (これ以降の加入期間に適用)、さらに 2009 年から毎年 0.5% ずつ引き下げられ、2028 年には 40% まで削減されることになった。

(3) 死角地帯の解消

2009年12月、地域加入者868万人のうち納付例外者¹⁵⁾が505万人(58.2%)、長期滞納者が14万人(16.2%)など、国民年金制度において広範な死角地帯が存在する(大韓民国政府2010:139)。

この問題を解決し加入者を拡大することが必要であるが、2010年度には以下のような対策が実施された(保健福祉部2011a:41-42)。

- ①専業主婦、学生など国民年金加入が義務でない者が国民年金に自発的に加入する場合、基準所得¹⁶⁾を「加入者全体」の中間所得である140万ウォンから「地域加入者」の中間所得である99万ウォンに引き下げた。これにより任意加入者の最低保険料が月額12万6,000ウォンから8万9,000ウォンに下がり、加入が容易になった。
- ②大学の非常勤講師、短時間労働者などが地域加入者から事業所加入者に資格変動された。保険料の50%は事業主が負担する。
- ③事業者登録によって保険料支援対象から除外されていた農漁業従事者が、2010年7月から事業所登録とは関係なく農漁業外所得が農漁業所得より少ない場合や農漁業所得が前年度加入者の平均所得未満などの場合は農漁業従事者として扱われることになり、保険料支援が受けられるようにした。
- ④認識転換のために政府と市民社会団体の共同で「自分の年金をもとう」キャンペーンが行われた。成果として、加入者が前年度より61万人増加。とくに任意加入者が前年度の2.4倍の9万人に増えた。

3. 退職年金

(1) 勤労者退職給付保障法と退職年金制度

韓国では勤労基準法によって法定の退職金制度(日本の退職一時金にあたる)が実施されてきたが¹⁷⁾、退職年金制度を新設制度として含む「勤労者退職給付保障法」(以下、退職法)が2005年に制定され準拠法が変わった。施行は2005年12月1日からで、すべての事業

15) 事業の中断、失職、災害、事故などによって年金保険料の支払いが不可能である場合や、所得の大幅な減少で年金保険料の支払いが事実上困難と認定された場合に該当期間の保険料納付が猶予される。

16) 地域加入者全員の基準所得月額を基準にその中位数に該当する者の基準所得月額の金額を「中位数基準所得月額」といい、保険料はこの金額以上で決定される。

17) 1953年制定の勤労基準法では「第28条解雇者に対する支給」の規定で、①使用者は勤労者を解雇しようとする場合は30日以上平均賃金を勤労者に支給しなければならない、②2年以上継続勤務した勤労者に対しては勤続年数1年につき30日分を、勤続年数10年以上の場合は10年を超える1年につき60日分を前項の日数に加算しなければならない、とあった。この規定が61年の法改正時に、同じ条項で退職金制度の規定に変えられている。

または事業所が対象であるが、常時4人以下の労働者を使用する事業所については2010年12月1日をもって適用対象となっている（2010年9月の施行令改正による）¹⁸⁾。勤続期間が1年未満の労働者と、4週間を平均して1週間の所定労働時間が15時間未満の労働者には使用者の退職給付設定の義務はない（韓国の実際の法律では「勤労」「勤労者」が用いられる）。

新制度によると、使用者は（a）退職金制度（一時金）、（b）確定給付型退職年金（DB）、（c）確定拠出型退職年金（DC）のうち1つ以上の制度をかならず設けなければならない。このほかに（d）個人退職口座（IRA：Individual Retirement Accounts）も創設された。これは退職給付制度の一時金を受領した者などがその受領額を積立・運用するために退職年金事業者を設定する自己名義の貯蓄口座である（個人型個人退職口座、IRA）。また、10人未満の事業所に限って特例の企業型個人退職口座の制度があり（企業型個人退職口座、特例IRA）、10人未満の事業所の労働者全員を個人退職口座に加入させる場合には退職金・退職年金制度を導入しているものとみなされる。各制度の具体的な内容は表16のとおりである。

表16 退職給付制度別内容の比較

区分	退職金制度	確定給付型 退職年金制度	確定拠出型 退職年金制度	企業型 個人退職口座	個人型 個人退職口座
適用対象	全事業所	全事業所	全事業所	常時勤労者 10人未満事業所	退職一時金を受領した勤労者
規約作成	就業規則 作成申告・要	退職年金規約 作成申告・要	退職年金規約 作成申告・要	退職年金規約・不 必要	退職年金規約・ 不必要
運営（資産） （管理契約主体）	該当事項なし	使用者と退職 年金事業者	使用者と退職 年金事業者	勤労者と退職 年金事業者	勤労者と退職 年金事業者
手数料負担	該当事項なし	使用者	使用者原則（資産管 理手数料は労使合意）	勤労者	勤労者
負担金納付	使用者	使用者	使用者（勤労者 追加積立可能）	使用者（勤労者 追加積立可能）	勤労者
社外積立 （負担金水準）	使用者裁量	退職金推計額の 60%以上	年間賃金総額の 1/12以上	年間賃金総額の 1/12以上	受領した一時 退職金全額
退職給付形態	一時金	年金または一時金	年金または一時金	年金または一時金	年金または一時金
退職年金受領要件	該当事項なし	55歳以上で加入 期間10年以上	55歳以上で加入 期間10年以上	55歳以上で加入 期間10年以上	55歳以上
退職給付水準	退職時平均賃金 30日分×勤続年数	退職時平均賃金 30日分×勤続年数	積立金運用実績に よって異なる	積立金運用実績に よって異なる	積立金運用実績に よって異なる
運営危険負担	使用者	使用者	勤労者	勤労者	勤労者
中途引出	可能（労使合意 時・中間精算）	不可	可能 （特定の事由に限定）	可能 （特定の事由に限定）	可能 （特定の事由に限定）
担保提供	不可	50%まで可能 （特定の事由）	50%まで可能 （特定の事由）	50%まで可能 （特定の事由）	50%まで可能 （特定の事由）

出所：労働部・韓国労働研究院付設ニューパラダイムセンター（2007）『退職年金コンサルティング事例集』

18) 4人以下事業所の負担金の水準は経過措置として2012年まで5人以上事業所の50/100、それ以降は100/100が適用される。4人以下事業所への適用によって91.5万の事業所で働く約100万人の常用労働者と53万人の臨時労働者が適用対象となると予想される。これら小規模事業所の加入を誘致するため、勤労福祉公団が退職年金サービスを提供することとなった（イ・セロム2010）。

(2) 導入・加入状況

退職年金制度は2011年9月末現在、121,584事業所（2009年末全事業所数1,507,158ヶ所の8.1%）が導入しており、加入者数は2,959,479人（2009年末全常用労働者数9,125,795人の32.4%）である。事業所規模別では5人以上事業所の15.7%、4人以下事業所の3.8%が導入しており、全体的に大規模企業ほど導入率が高い。したがって、常用労働者数5人以上の事業所の方が加入労働者数も多く、全体の35.4%が加入しているが、4人以下事業所での労働者加入率は9.4%である（雇用労働部2011）。

退職年金のタイプ別の導入率では、DB型単独導入やDB型とDC型の両方導入は大規模企業で、DC型単独導入は小規模企業での導入が多い傾向がみられる。加入者全体では69.4%がDB型に、28.1%がDC型に加入している（表17、表18）。

中小企業の退職年金導入率が低いのは制度に対する認識不足、インフラ不足、費用負担、退職金中間精算制度の高い活用度などが要因であるとされている。また、中小企業でDC型の導入率が高いのは、労働者の離職率が高く勤続年数が短いのでDC型が適合しているという点と、企業の責任と役割が大きいDB型運用に対してインフラが相対的に不足しているという点が主な要因と考えられる（イ・セロム2010）。

表17 事業所規模別の導入状況

(単位：ヶ所, %)

区分	10人未満	10～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500人以上	合計
(A) 導入事業所数	67,759	33,684	14,759	3,954	658	770	121,584
(B) 全体事業所数	1,277,326	167,033	50,007	10,309	1,363	1,120	1,507,158
導入比率 (A/B) (%)	5.3	20.2	29.5	38.4	48.3	68.8	8.1

出所：雇用労働部(2011)「退職年金制度の導入現況(2011年9月)」

* 公共機関は企画財政部分類による286ヶ所(2011)と行政安全部分類による地方公企業134ヶ所(2011)を合わせた総420ヶ所のうち177ヶ所が導入しており、導入率は42.1%。

表18 退職年金加入労働者の状況

(単位：人, %)

区分	合計	DB型	DC型	IRA特例
労働者数	2,959,479	2,053,416	831,131	74,932
(%)	(100.0)	(69.4)	(28.1)	(2.5)

出所：雇用労働部(2011)「退職年金制度の導入現況(2011年9月)」

* 全体常用労働者数は9,125,795人(雇用労働部事業体労働実態現況, 2009.12)

** 個人型IRA加入労働者数は35,527人

(3) 運用実態

2011年9月現在の退職年金の積立金は約38兆ウォンである。このうち銀行における積立金は約19兆ウォンで積立金全体の48.6%を占める。銀行積立金の占める割合はDB型で約4割、DC型で約6割、IRA(企業型)で約98%、IRA(個人型)で約7割となっており、いずれにおいても他の業圏よりも銀行積立の割合が大きい。ついで生命保険会社での積立

金が多く、なかでも DB 型での割合が大きい。証券会社での積立金は銀行や生命保険会社に比べて少ないが、DC 型の占有率が比較的大きい。損保会社は積立金が最も少なく、積立金全体の 7.6% を占めるにとどまる（表 19）。

表 19 退職年金の積立金（業圏別）

（単位：億ウォン）

区分		合計	DB 型	DC 型	IRA 特例	個人型 IRA
積立金 (比率)		381,125 (100.0)	274,289 (72.0)	68,582 (18.0)	5,738 (1.5)	32,516 (8.5)
業 圏 別	銀 行	185,120	115,439	42,510	5,621	21,549
	生 保	99,453	84,757	10,123	92	4,481
	証 券	67,625	49,121	13,384	13	5,107
	損 保	28,872	24,972	2,512	9	1,378
	勤労福祉公団	54.3	0	52.0	3.0	0

出所：雇用労働部（2011）「退職年金制度の導入現況（2011 年 9 月）」

* 業圏別協会に実績提出した運用管理機関を基準とする。2011 年 9 月現在金融監督院に退職年金事業者として登録している機関は 57 ヶ所。

退職保険・退職信託¹⁹⁾の効力が 2010 年末で満了したことや、社内積立金の損金認定限度の縮小策などによって企業が退職年金を積極的に導入する動きを見せており、2011 年度上半期にすでに前年度末からの増加率が 25.5% となっている。年末に負担金の納入が集中的に行われることを勘案すると 2011 年度内にさらに退職年金積立金は大幅に増加すると推測されている。他にも、大企業の退職年金制度導入が本格化し、2011 年末積立金が約 50 兆ウォンに達するとの予測もある。2011 年上半期には現代自動車、現代重工業系列社、K T（旧韓国通信）、E マート、ポスコなどが DB 型退職年金を導入、下半期にも韓国電力公社、起亜自動車、大韓航空などが導入を予定している（金融監督院 2011a）。

（4）問題点と改善策

退職年金制度のもっとも大きな問題点は、加入者数が未だに少ないこと、それらが老後所得保障としての機能を十分に発揮していないこと、である。退職年金制度を普及させ老後所得保障としての機能を強化するための改善策をリュ・ゴンシク（2009）、リュ・ゴンシク、イ・ボンジュ（2009）をもとに整理すると以下ようになる。

- ①退職給付体系の改善：法定退職金制度の漸進的廃止、中間精算制の制限、新設事業所の加入義務化（例外不認定）、障害や疾病以外での引き出し時にペナルティの付加。

19) 退職給付充当金の社外積立制度として 1998 年に退職保険制度が、2000 年に退職一時金信託制度が導入された。退職年金制度の導入によってこれら制度の効力は 2010 年 12 月 31 日に満了することとされたため、2011 年以降、事業所は退職保険信託に保険料などを追加納入しても退職給付支給財源として使用することはできない。また、2011 年 1 月 1 日以降は退職保険等に加入していても退職金制度を設定しているとはみなされなくなった。

- ②年金税制体系の改善：不十分な退職年金税制優遇制度，退職給付充当金損金限度の過度な認定などの問題.
- ③運用規制体系の改善：退職年金規制緩和にともなうリスク（投資・訴訟リスク）増大に対する準備の必要性，規制緩和の保護措置強化（受給権の保護，受託者責任）が前提.
- ④支給保障体系の改善：年金数理に立脚した年金財政の適正性の検証，違反した場合の受託者制裁措置の強化，賃金債権保障基金制度の補完と支給保証制度の導入（政府財政支援の検討）.
- ⑤年金運用形態の改善：多様な形態の退職年金制導入によって退職年金の選択の幅を増やし IRA の役割向上が必要.
- ⑥監視機能体系の改善：労働者と受託者（使用者，年金事業者など）間の利害衝突に関する問題解決法の整備，OECD 勧告基準に準ずる監視機能体系への改善.
- ⑦事業者関連規制政策の改善：公正な競争規制体系の確立などによって良質な運用サービスを労働者に提供する努力が必要，退職年金事業者関連の規制政策を再検討し公正な競争秩序を確立.

これら問題点に対して 2010 年から 2011 年にかけて次のような改善が行われた.

まず、「勤労者退職給付保障法」全部改正案が国会を通過し（2011 年 6 月 30 日），2012 年 7 月から施行されることになった．退職金の中間精算条件の強化や新設事業所での導入義務化，勤労者受給権保障などを骨子とする．具体的内容は表 20 のとおりである．

表 20 改正勤労者退職給付保障法の主要内容

区分	主要内容
複数使用者制度の導入	中小企業の退職年金加入を誘導するため，確定拠出型退職年金制度に限って多数の企業が一つの退職年金制度を設定できるよう許容する.
労働者の複数退職年金制度設定の許容	労働者が希望する場合，確定給付型と確定拠出型退職年金制度を混合し，退職給付制度を設定できるように許容する.
退職金中間精算条件の強化	現在は労働者の要求に従って自由に許容されている中間精算の条件を，無住宅者の住宅購入，加入者および扶養家族の 6 カ月以上療養時など大統領令が定める事由に限定する.
早期退職者の積立金支給時の IRA 利用義務化	55 歳以下の労働者が退職時には，退職金または積み立てられた退職年金を個人型退職年金制度（IRA）口座に移転する方法で支給する.
在職者，自営業者などの IRA 加入の許容	個人型退職年金制度の加入対象に DB/DC 型に加入した在職者と自営業者，特殊形態労働者など安定した老後所得確保が必要な者で大統領令が定める者を含める.
新設事業所の退職年金導入義務化	法施行日以後，新たに設立される事業所のばあい，1 年以内に退職年金制度を設定しなければならない.
最少積立金の積立検証の義務化	退職年金事業者は毎事業年度終了後 6 カ月以内に算定された積立金が最少積立金を上まわるかどうかを使用者と労働者代表に知らせ，不足時には事業者が積立金不足を解消することとする.
保険設計士の退職年金募集業務の許容	既存勤労法は退職年金導入を勧める募集業務に対する特別規定がなかったが募集業務に対する退職年金事業者の委託根拠を整備し保険設計士の退職年金募集業務を可能にした.
不健全業務行為の禁止	加入者または使用者に経済的価値がある過度な付加的サービスを提供したり，加入者または使用者が負担すべき経費を退職年金事業者が負担するなど，大統領令に定める特別な利益を提供する行為を禁止する.

出所：キム・ピョンドック（2011）

また税制改編がおこなわれ、2011年1月から以下のように変更されている。

- ・所得控除限度の引き上げ：「退職年金＋年金貯蓄」の納入額にたいする所得控除限度額の30万ウォンから40万ウォンへの引き上げ。
- ・退職金損金認定限度の縮小：退職給付充当金に対する損金認定限度を30%から25%に縮小。毎年5%ずつ段階的に縮小し2016年には社内退職金に対する損金認定は廃止。
- ・退職所得定率控除を45%から40%に縮小。

このほか「退職年金元利金保障運用方法関連遵守基準」の制定（2011年6月15日）や「退職年金監督規定」改正などによって、運用規制や監督機能の強化が図られている。

4. 個人年金

個人年金は1994年に導入されたが、2000年12月の税法改正によって、2001年から個人年金加入者が金融機関を変更し積立を持続できる契約移転制度が導入された。旧個人年金制度（個人年金貯蓄）と新個人年金制度（年金貯蓄）の内容は表21のとおりである。

表 21 税制適格個人年金の商品比較

区分	個人年金貯蓄	年金貯蓄
販売期間	1994年6月～2000年12月末	2001年1月1日以降
加入対象	満20歳以上国内居住者	満18歳以上国内居住者
取扱機関	保険会社、銀行(信託)、資産運用社、郵便局(保険)、農・水協単位組合(生命共済)	信託業者、集合投資業者、投資会社、保険会社、郵便局(保険)、農・水協単位組合(生命共済)
所得控除	範囲	年間貯蓄金額の40%
	限度	72万ウォン
所得税賦課	利子所得税(14%)非課税(住民税除外)	年金所得税(5%)賦課(住民税除外)
5年以内中途解約時	納入金額の4% 解約追徴税賦課(年間72千ウォン限度)	納入金額の2% 解約加算税賦課
契約期間	積立期間	10年以上
	年金支給期間	積立期間満了後5年以上(満55歳以降受給可能)
納入金額	分期300万ウォン(月100万ウォン)限度	同左
根拠法	租税特例制限法第86条	租税特例制限法第86条の2

出所：金融監督院（2011.3.23）「高齢化社会の進展による私的年金市場の急成長」

個人年金の積立金は制度施行からしばらくはあまり増加しなかったが、制度改正以降に徐々に伸びを見せはじめ、高齢化の傾向を受けて最近になって増加率は高まっている。2010年現在の積立額は約60兆ウォンで、その約半分は生命保険会社が占めており、銀行、損害保険会社よりも優位にある（表22）。

国民年金、退職年金とならんで個人年金は老後所得保障3層構造の一部をなすが、実質的な老後生活手段としてはいまだ不十分な機能しか発揮できない状態にある。

2010年末時点での年金形態別の積立金の規模をみても、国民年金約324兆ウォン、退

表 22 税制適格個人年金の業別積立金

(単位：10 億ウォン)

商品提供機関	2006		2007		2008		2009		2010	
	積立金	積立金	増減率	積立金	増減率	積立金	増減率	積立金	増減率	
生命保険	17,722	20,158	13.7	22,837	13.3	25,927	13.5	29,839	15.1	
損害保険	5,480	6,138	12.0	7,057	15.0	8,360	18.5	10,274	22.9	
銀行(信託)	11,056	11,238	1.6	11,014	△ 2.0	10,856	△ 1.4	11,320	4.3	
資産運用社	1,271	1,697	33.5	2,290	35.0	2,924	27.7	3,552	21.5	
その他	1,957	2,463	25.8	3,080	25.0	3,851	25.1	4,629	20.2	
合計	37,486	41,694	11.2	46,277	11.0	51,919	12.2	59,614	14.8	

出所：金融監督院（2011.3.23）「高齢化社会の進展による私的年金市場の急成長」

職保険・退職信託約 16 兆ウォン，退職年金約 29 兆ウォン，税制適格個人年金約 59 兆ウォン，その他個人年金（保険者の変額年金，年金保険，銀行の老後生活年金信託，新老後生活年金信託）約 98 兆ウォンとなり，税制適格個人年金はこれら全体金額約 527 兆ウォンの 11.3%にとどまる（金融監督院 2011b）。

個人年金を普及させるための対策としては，長期資本市場の育成と資産運用手段の多様化など個人年金活性化のためのインフラ構築，個人年金商品の開発促進を目的とした関連規制緩和など制度的支援対策，退職年金と合算して 300 万ウォンまで認められる所得控除限度を 400 万ウォンまで引き上げ加入インセンティブを高めるといった方法が考えられており（大韓民国政府 2010：143），所得控除限度の引き上げは先述のようにすでに実施されている。

さらに普及率を高めるためには需要側，供給側双方の認識も高められなければならない。すなわち，需要者にたいしては 3 層構造の一部としての金融資産による老後所得の準備について十分な情報や教育が提供されることが重要であり，供給者である金融会社にたいしては個人年金という商品に魅力が感じられ，金融会社間の競争が活性化するような仕掛けが必要である。

VI. おわりに

韓国では高齢化の速度にあわせて急ピッチで高齢化対策が進められている。政策策定の基盤となる実態調査も複数の機関で実施され，関連の報告書が大量に作成されている。それらを活用して現在の高齢者およびベビーブーム世代の所得の実態と，公的所得保障と私的所得保障の実態・動向・課題を考察した。現在の高齢者にたいする所得保障は公私ともに脆弱であり，ベビーブーム世代にたいしても現段階では脆弱であるため，かれらが高齢期に入るまでのあいだにどれだけの保障体系が準備されるかが老後の経済生活を左右することになるだろう。

社会保障に投入する公的財源を急激に増加させることは難しい。したがって民間の力を借りる必要がある。選択肢としての退職年金や個人年金はシルバー産業のひとつとして市場での拡大が期待される。しかし市場での反応は利益優先に働くため、退職年金や個人年金は大企業や高所得層には有利であるが、中小企業や低所得層、非正規職には不利である。このような特性を念頭におくと、多層的な老後所得保障体系の構築には社会保障と市場での保障とのバランスが十分に検討されなければならない。

本稿では韓国政府当局が構想する多層的な老後所得保障体系上の公的所得保障と私的所得保障をとりあげて考察したが、その全体像や背景を理解するためには雇用や教育、住宅の実態や関連施策、他の社会保障制度などとの関連性をさらに知る必要がある。また、社会保障と市場のバランスは政治的な判断の産物となるばあいもあるため、市場への警戒が強い左派的ないわゆる進歩勢力と、市場に親和的である右派的な保守勢力の政策の志向性にも注目すべきであるが、これらについては別の機会に論じたい。

参考文献

(韓国語)

- 経済・人文社会研究会 (2011) 『ベビーブーマーの引退に備えた政策開発の研究—人的資源管理と関連産業の活性化を中心に—』。
- 雇用労働部 (2010) 『退職年金定着方案の研究—最終報告書—』。
- 雇用労働部 (2011) 「退職年金導入現況 2011.9」。
- 国民年金公団 (2011) 『国民年金統計年報 2010』。
- 金融監督院 (2011a) 「退職年金積立金規模 36.6 兆ウォン突破 (2011 年 6 月末) 報道資料」。
- 金融監督院 (2011b) 「高齢化社会の進展による私的年金市場の急成長 報道資料」。
- 金融監督院・生命保険協会・損害保険協会・全国銀行連合会・韓国証券業協会 (2006) 『退職年金の案内 (ERPG : easy retirement pension Go.Go)』。
- キム・ビョンドック (2011) 「『勤労者退職給付保障法』改正の内容と今後の退職年金市場の展望」『週刊金融ブリーフ』 20 (30), 8-9 頁。
- キム・シウォンほか (2006) 『第 1 次 (2005 年度) 韓国の中高齢者の経済生活と老後準備の実態—国民老後保障パネル調査基礎分析報告書—』 国民年金研究院。
- キム・ジギョン (2011) 「ベビーブーム世代の老後生活準備」パン・ハナムほか『ベビーブーム世代の勤労生涯と引退過程の研究』 韓国労働研究院。
- キム・ジンス (2006) 「退職給付制度の老後保障としての役割定立にかんする研究—制度的観点を中心に—」『社会保障研究』 22 (1), 287-311 頁。
- 労働部・韓国労働研究院付設ニューパラダイムセンター (2007) 『退職年金コンサルティング事例集』。
- 大韓民国政府 (2010) 『第 2 次低出産・高齢社会基本計画：ゼロマジプラン 2015』。
- リュ・ゴンシク (2009) 「退職年金制度の現況と改善方向」(保険研究院, 資料)。
- リュ・ゴンシク, イ・ボンジュ (2009) 「老後所得保障機能を高めるための退職年金制度改善方向」『社会保障研究』 25 (3), 221-247 頁。
- リュ・ゴンシク, イ・サンウ (2010) 『退職金中間精算の問題点と改善課題』 保険研究院。
- パク・サンミンほか (2008) 『国民年金中期財政展望 (2009 ~ 2013)』 国民年金研究院。
- パク・シネ, シム・ギョホ (2010) 「ベビーブーム世代の現況と引退効果の分析」統計開発院『2010 年上半期研究報告書第 1 巻』 166-306 頁。
- パン・ハナムほか (2009) 『漸進的引退と部分年金制度の研究』 韓国労働研究院。

- パン・ハナムほか (2011)『ベビーブーム世代の勤労生涯と引退過程の研究』韓国労働研究院。
- 保健福祉家族部・啓明大学産学協力団 (2009)『2008 年度老人実態調査—全国老人生活実態と福祉ニーズ調査—基礎分析報告書』。
- 保健福祉部 (2011a)『保健福祉白書 2010 年版』。
- 保健福祉部 (2011b)『ベビーブーマー引退後の生活支援のための新福祉モデルの開発研究』。
- 保険開発院 (2007)『退職年金制施行 1 年の評価と保険会社の対応課題 (CEO Report2007-1)』。
- シン・ジョンウク (2002)『老後財政と企業年金』トゥナム。
- ウ・ソクジン, イ・ユンス (2011)「韓国のベビーブーマーの主観的期待と資産蓄積」『労働レビュー』71, 10-21 頁。
- ユン・ソンミョンほか (2011)『多層老後所得保障体系構築のための国民年金などの実態調査と分析研究—深層分析報告書—』保健福祉部・韓国保健社会研究院。
- イ・ボンジュ, リュ・ゴンシク (2006)『退職年金論』博英社。
- イ・セロム (2010)「2010 年国内退職年金市場の動向と 2011 年の展望」『ミレエセット年金ダイジェスト』29。
- イ・ユンギョンほか (2010)『韓国老人の生活変化の分析と展望』韓国保健社会研究院。
- チャン・ジヨンほか (2009)『中・高齢者勤労生涯史の研究』韓国労働研究院。
- チョン・ギョンヒほか (2011)『ベビーブーム世代の実態調査と政策現況の分析』保健福祉部・韓国保健社会研究院。
- 統計庁 (2010a)『2010 高齢者統計』。
- 統計庁 (2010b)「社会調査からみるベビーブーム世代の特徴」。
- 統計庁 (2011)「2010 年出生統計 (確定) 報道資料」。
- 韓国労働研究院 (2006)『退職年金制度の定着と活性化方案』。
- 韓国労働研究院 (2007)『高齢化研究パネル調査 (KLoSA) 第 1 次基本調査実査報告書』。
- 雇用労働部ホームページ (<http://www.moel.go.kr>)。
- 金融監督院ホームページ (<http://www.fss.or.kr>)。
- 統計庁ホームページ (<http://kostat.go.kr>)。
- (日本語)
- 石崎菜生 (2003)「韓国のソーシャル・セーフティネット」一橋大学経済研究所経済制度研究センター編『アジアのソーシャル・セーフティネット』勁草書房。
- 株本千鶴 (2005)「各国社会福祉の現状：大韓民国」仲村優一他編『世界の社会福祉年鑑 2005』旬報社, 221-261 頁。
- 株本千鶴 (2009)「諸外国の社会保障の現状と動向：大韓民国」健康保険組合連合会編『社会保障年鑑 2009 年版』東洋経済新報社, 355-365 頁。
- 株本千鶴 (2010)「韓国：国家福祉の代替から補完へ」末廣昭編『東アジア福祉システムの展望—7 カ国・地域の企業福祉と社会保障制度—』ミネルヴァ書房。
- 末廣昭編 (2010)『東アジアの生活保障システム：高齢者対策と生命保険業』(平成 20 ~ 22 年度科学研究費補助金・基盤研究 (B)「東アジアの生活保障システムと年金・退職金制度」研究成果報告書)。
- 柳赫 (2006)「韓国で始まった退職年金制度の概要と課題」『IT フロンティア』2006 年 4 月号, 24-25 頁。
- (英語)
- Holzmann, R. and Hinz, R. 2005. *Old-Age Income Support in the 21st Century: an international perspective on pension systems and reform*. Washington DC: World Bank.
- World Bank. 1994. *Averting the Old-Age Crisis: Policies to Protect the Old and Promote Growth*. New York: Oxford University Press.